R8.1 現在

【新規開設事業者向け】川崎市公的介護施設等整備費等補助金のご案内

（１）財源

神奈川県地域医療介護総合確保基金
※神奈川県の基金を財源として、川崎市から事業者に対して補助金を交付します。
（一部広域型の整備における財源については、市の一般財源となります。）

（２）本市における根拠要綱

川崎市公的介護施設等整備費等補助金及び貸付要綱（別添参照）

（３）新規開設事業者における補助金の概要について

①　整備費補助金

- 市内各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の整備を支援することを目的とします。
- 整備区分は以下のとおりです。（「川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱　別表１」より抜粋）

別表１（第２条関係）

整備区分	整　備　内　容
創　設	新たに事業所又は設備を整備すること。
増　築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改　築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築を含む。）を行うこと。
改　修	既存の小規模生活単位型以外の施設を小規模生活単位型（これに準ずるものを含む。）に転換する等、居室環境等の改善整備を行うこと。
修　繕	既存施設について国庫補助の適用を受けることにより、上記に規定する増築、改築、改修以外の整備を行うこと。
建替増床	既存施設を取り壊して新たに施設を整備し、併せて施設の定員を増加させること（介護保険法施行前に開設し、かつ、補助対象事業着手年度時点で既存建物が開設後概ね３５年以上経過する施設のうち、市長が建替増床を必要と認める施設に限る。）
設備等	地域介護・福祉空間整備推進交付金、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金のいずれかの対象となる経費とする。
処分等	工事に支障をきたす地中埋設物等の撤去や汚染土壌の処分等を行うこと。
その他	上記のほか、市長が特に必要と認めるもの。

- 対象事業は以下のとおりです。（「川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱　別表２」より抜粋）

別表２（第２条関係）

対 象 事 業	整 備 区 分	補助率
社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する事業	創設、増築、改築、改修、修繕、建替増床	10/10
特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設を整備する事業	創設、増築、改築、修繕、建替増床	10/10

社会福祉法人が特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウスを整備する事業	創設、修繕	10/10
小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業	創設	10/10
看護小規模多機能型居宅介護を整備する事業	創設	10/10
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する事業	創設	10/10
認知症対応型共同生活介護事業所を整備する事業	創設	10/10
特別養護老人ホームに併設する介護予防拠点を整備する事業	創設	10/10
医療法人又は社会福祉法人が地域包括支援センターを整備する事業	創設	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護老人保健施設を整備する事業	創設、増築、改築、修繕	10/10
介護関連施設等において、当該施設等に雇用される職員等のため認可外保育施設を設置する事業	創設、改築	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護医療院を整備する事業	創設、増築、改築、改修、修繕	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、他施設から介護医療院に転換する事業	創設	10/10
法人が地域密着型介護付きホームを整備する事業	創設	10/10
市有地において施設整備を行う事業	処分等、その他	10/10

・次の事業および経費は対象外となります。

① 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了している場合。
② 他の国庫負担（補助）制度により、既に国が当該事業の経費の一部を負担し又は補助している場合。
③ 土地の買収又は整地等事業者の資産の形成に要する場合。
④ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する場合。
⑤ 門、柵、塀などの外溝工事に要する場合。
⑥ 既存建物の買収に要する場合。
⑦ 備品や施設に固着しない設備等で施設開設準備経費等支援事業費補助金の対象経費の場合
⑧ その他事業として適当と認められない場合

② 開設準備経費補助金

・介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、①施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、②訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費を支援する事業を対象とします。

・補助対象となる期間は、補助金交付決定日から事業所開所日前の間の最大６か月間（原則単年度内）

・対象事業は以下のとおりです。（「川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱　別表３」より抜粋）

別表３（第２条関係）（抜粋）

対 象 事 業	整 備 区 分	補助率
社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する事業	設備等	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護老人保健施設を整備する事業	設備等	10/10
法人が小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業	設備等	10/10
法人が看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業	設備等	10/10
法人が訪問看護事業所の大規模化やサテライト型事業所を整備する事業	設備等	10/10
法人が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する事業	設備等	10/10
法人が認知症対応型共同生活介護事業所を整備する事業	設備等	10/10
法人が介護付きホーム（地域密着型を含む）を整備する事業	設備等	10/10
介護関連施設等において、当該施設等に雇用される職員等のため認可外保育施設を設置する事業	設備等	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護医療院を整備する事業	設備等	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、他施設から介護医療院に整備する事業	設備等	10/10

・補助対象経費については、施設の円滑な開設に必要と認められるものであり、補助対象となる期間内に、見積もり及び契約を行い、納品及び支払を完了したもので、以下の表の経費を対象経費とします。

対象経費	具体例
需用費	消耗品代、パンフレット等印刷代、光熱水費等
使用料及び賃借料	建物の借上料
備品購入費※1	家具、ベッド、什器類、電化製品、雑貨、車両等で性質及び形状を変ずることなく相当長期間（1 年以上）にわたり使用できる物品の購入に要する経費
報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金	職員等の給与（ただし、事業所の開設準備に係る業務に携わった部分に限る。）
役務費	郵便料金、広告料等
委託料	職員のための研修費用等

※1 備品購入費を計上する場合は、必ず次の①～⑧のいずれかの介護福祉機器を 1 点以上購入してください。（①～⑧は、介護職員が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるものです。）

①移動・昇降用リフト、②自動車用車いすリフト、③エアーマット、④特殊浴槽、⑤ストレッチャー、⑥自動排泄処理機、⑦車いす体重計、⑧腰痛予防に有効な福祉機器（電動ベッド、高機能の車いす、スライディングシート、スライディングボード、スタンディングマシーン等）

・原則同種物品や同一事業者への分割発注は行わず、まとめて発注してください。

（４）補助基準額について

・詳細は「川崎市公的介護施設等整備費等補助金及び貸付要綱 別表」のとおり

●例

①小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所

整備費　　１施設あたり　４１，５００千円

開設準備経費　宿泊定員１人あたり　１，０３６千円

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護

整備費　　１施設あたり　７，３３０千円

開設準備経費　１施設あたり　１７，４００千円

③認知症対応型共同生活介護事業所

整備費　　１施設あたり　４１，５００千円

開設準備経費　定員１人あたり　１，０３６千円

（５）留意事項

- 補助金の詳細な対象施設、補助要件、補助額等は本案内又は要綱等を御確認ください。また、既存施設に関する補助金については、担当課にお問い合わせください。
- 「小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」以外のサービスについては、市での公募・選定を経ることが前提となります。整備計画を策定する際にはご注意ください。
- 補助要件を満たしていても、県又は市で予算化されない場合は、補助金が交付されない場合があります。補助金活用希望の方は、例年６月頃に行う『補助金活用意向調査』に回答ください。また、補助金交付時期については、県及び市の予算措置後となります。
- 国及び県の制度変更等により、現状の補助メニューや補助金額が変更・廃止される場合があります。最新の情報については、担当課にお問い合わせください。

（６）市内中小企業優先発注に向けた基本方針について

・本市において「補助金等工事事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」が策定され、令和元年 12 月に「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部改正がされました。

・１件 100 万円を超える工事請負・物品の購入（本見積書）・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者２者以上から見積を徴収し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行ってください。また、100 万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、定める様式により、市に報告書を提出する必要があります。（故意に分割発注にならないよう、適宜まとめた発注をお願いします。）

	一般競争入札	指名競争入札 （５社以上）	見積合せ （３社以上）
工事	1,０００万円以上	1,０００万円未満	２５０万円以内
製造請負			２５０万円以内
物件の買入れ			１６０万円以内
委託			１００万円以内

・特別な事業により、市内中小企業での発注が困難な場合は、「入札（見積り）が行えないことに係る理由書」を提出することにより、市外業者等での対応が可能な場合があります。

（７）補助金申請までの流れ

① 川崎市への意向調査の回答（事業者⇒川崎市）・・・・・・・・・６月頃
② 川崎市における翌年度分予算要求・・・・・・・・・・・・・・・９月頃
③ 川崎市への事前協議書提出（事業者⇒川崎市）・・・・・・・・・翌年１月頃
④ 川崎市からの連絡（川崎市⇒事業者）・・・・・・・・・・・・・翌年４～８月頃

（※）手続開始には神奈川県と川崎市の調整が必要となり、例年時期が変動します。④についてお示ししている時期は目安となりますので、ご了承ください。

⑤ 川崎市へ補助金交付申請書を提出（事業者⇒川崎市）・・・・・・④の連絡後
⑥ 川崎市から決定通知を受理（川崎市⇒事業者）・・・・・・・・・⑤の提出後概ね１か月
⑦ 工事にかかる契約・工事着手

（※）**必ず川崎市からの決定通知を受理してから着手**してください。それ以前に工事契約締結・工事着手をした場合、補助対象外となります。

⑧ 補助事業完了後、実績報告書を提出（事業者⇒川崎市）・・・・・事業完了後１０日以内
⑨ 川崎市による完了検査
⑩ 完了検査後、補助金の交付確定（川崎市⇒事業者）
⑪ 補助金の請求（事業者⇒川崎市）
⑫ 補助金交付
⑬ 当該事業に係る消費税確定申告後、仕入控除税額に係る報告及び必要に応じて一部補助額の返還【補助金交付年度の翌年８月頃】

（８）その他

① 補助金の交付については、申請書に記載した事業完了日まで（変更が認められた場合も、申請年度末まで）に事業を完了することが条件となります。
② 補助対象となる介護保険サービス事業者の指定が何らかの理由によって受けられない事態となった場合、補助金の交付対象とはなりません。介護保険サービス事業者としての指定担当への手続は欠かさず行ってください。
③ 神奈川県との協議によっては、実施の可否、補助金額及び補助内容について変更になる可能性があります。また、神奈川県の内示数によっては、事業者を調整する場合があります。
④ 工事の着工時期については、市が交付する補助金交付決定通知受理後になります。受理前に着工した場合、補助金対象外となりますので、着工時期について十分注意してください。
⑤ 交付金の受給に係る不正行為や過大受給等が発覚した場合には、交付金の取消を行うとともに、交付金の返還を求めることとなります。
⑥ 開設が遅れ、年度がまたがった場合は、補助金額や補助対象経費の範囲が変更及び取消となる場合がありますので、開設が遅れることのないよう、十分注意してください。
⑦ 処分制限期間（昭和４０年大蔵省令第１５号）を経過する前に、事業所廃止・移転等を行う場合は、補助金の全部もしくは一部の返還を求めることがあります。該当の事業所は担当課にお問い合わせください。

≪問い合わせ≫　健康福祉局高齢者事業推進課介護基盤係
電　話　０４４－２００－３４７１　　ＦＡＸ　０４４－２００－３９２６
E-mail　40kosui@city.kawasaki.jp